# 一般社団法人 日本看護科学学会

# 定款变更案(比較表) 諸規程変更案(比較表)

- ·定款施行細則変更案
- ·代議員·役員選出規程変更案
- ·会員資格基準変更案

<u>下線部</u> は公益認定を受けるため必要な事項です。 <mark>赤字</mark> は変更部分です。 変更前 変更後(案) 変更の根拠・理由		
変更前 第 <b>1章 総則</b>	変更後(案) 第1章 総則	変更の恨拠・理田
(名称) 第1条 この法人は、一般社団法人 日本看護科学学会(以下、「本会」 という)と称する。英文名は、 「Japan Academy of Nursing Science」と称し、略称は「JANS」 とする。	第1章 総則 (名称) 第1条 この法人は、一般社団法 人日本看護科学学会(以下、「本 会」という)と称する。英文名は、 「Japan Academy of Nursing Science」と称し、略称は「JANS」 とする。	・「名称」は定款の必要的記載 事項である。(法人法第11条 第1項)
(目的) 第2条 本会は、看護学の発展を図 り、広く知識の交流に努め、もっ て人々の健康と福祉に貢献するこ とを目的とする。 (事業) 第3条 本会は、前条の目的を遂行 するため次の事業を行う。 学術集会の開催 学会誌等の発行 研究活動の推進 国内外の関連学術団体との協 力と連携	(目的) 第2条 本会は、看護学の発展を図 り、広く知識の交流に努め、もって人々の健康と福祉に貢献することを目的とする。 (事業) 第3条 本会は、前条の目的を遂行するため次の事業を行う。 学術集会の開催 学会誌等の発行研究活動の推進 国内外の関連学術団体との協力と連携	・「目的」は定款の必要的記載 事項である。(法人法第11条 第1項) ・公益認定を受ける場合には、 公益目的事業を行うことを 主たる目的としていること が必要である。(認定法第5 条第1号) ・定款に根拠がない事業は、公 益目的事業として認められ ないことがある。 ・公益認定を受ける場合には、 公序良俗に反する事業を行
国際的な研究協力の推進 人々の健康と福祉に貢献するた めの社会活動 その他本会の目的達成に必要な 事業	研究論文の表彰 国際的な研究協力の推進 人々の健康と福祉に貢献するための社会活動 その他本会の目的達成に必要な事業 2 前項各号の事業は、日本全国に おいて行うものとする。	わないものであることが必要である。(認定法第5条第5号) ・公益目的事業の実施区域については、定款において明らかにすることが望ましい。公益目的事業を2以上の都道府県の区域内で行う旨を定款で定める法人の行政庁は国(内閣総理大臣)となる。(整備法第47条第1号ロ)
(事務所) 第4条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。 2 本会は、理事会の決議により、 従たる事務所を必要な地に置くことができる。	(事務所) 第4条 本会は、主たる事務所を東京都文京区に置く。 2 本会は、理事会の決議により、 従たる事務所を必要な地に置くことができる。	・主たる事務所の所在地は、必要的記載事項である。(法人法第11条第1項第1号)
(公告の方法) 第5条 本会の公告は、 <del>学会誌及</del> <del>び</del> 電子公告により行う。	(公告の方法) 第5条 本会の公告は、電子公告 により行う。	・登記簿に合わせる。

#### 変更前

#### 第2章 基金

(基金)

第6条 本会に基金を置く。<del>基金</del> の取り扱いは、本定款第7条、 第8条のほか、別に定める。

(基金の募集及び拠出者の権利) 第7条 本会は、基金を引き受ける 者を募集することができる。

- 2 基金の募集等の手続について は、理事会の決議により定めるも のとする。
- 3 本会は基金の拠出者との合意の 定めるところに従い、その拠出者 に対して、拠出した財産の価額に 相当する金銭を返還しなければな らない。但し、毎事業年度末にお ける返還限度額の範囲内で行うも のとし、その拠出額を超えて返還 しない。
- 4 基金の返還に係る債権には利息 は付さない。

(基金の返還手続)

- 第8条 基金の返還は、社員総会に おいて返還すべき基金の総額につ いて議決を経た後、理事会が決定 したところに従って返還する。
- 2 基金の返還を行う場合において は、その返還される基金に相当す る金銭を代替基金として積み立て るものとし、その代替基金につい ては取崩しを行わないものとす る。

#### 第3章 会員

(会員の種類)

第9条 本会の会員は次のとおりと する。

正会員

賛助会員

名誉会員

(正会員)

第10条 正会員は、本会の目的に 賛同し、看護学を研究する個人で あって、理事会の承認を得た者と する。

#### 変更後(案)

#### 第2章 基金

(基金)

第6条 本会に基金を置く。

(基金の募集及び拠出者の権利) 第7条 本会は、基金を引き受ける 者を募集することができる。

- 2 基金の募集等の手続について は、理事会の決議により定めるも のとする。
- 3 本会は基金の拠出者との合意の 定めるところに従い、その拠出者 に対して、拠出した財産の価額に 相当する金銭を返還しなければな らない。但し、毎事業年度末にお ける返還限度額の範囲内で行うも のとし、その拠出額を超えて返還 しない。
- 4 本会の基金は、本会が解散する ときまでは、社員総会の議決がな ければ返還しない。
- 5 基金の返還に係る債権には利息 は付さない。

(基金の返還手続)

- 第8条 基金の返還は、社員総会に おいて返還すべき基金の総額につ いて決議を経た後、理事会が決定 したところに従って返還する。
- 2 基金の返還を行う場合において は、その返還される基金に相当す る金額を代替基金として計上する ものとし、その代替基金について は取崩しを行わないものとする。

#### 第3章 会員

(会員の種類)

第9条 本会の会員は次のとおりと する。

正会員

賛助会員

名誉会員

(正会員)

第10条 正会員は、本会の目的に 賛同し、看護学を研究する個人で あって、社員総会の定める基準に 基づき理事会の承認を得た者とす 変更の根拠・理由

- ・公告方法は定款の必要的記載 事項であり(法人法第 11 条 第 1 項) 次のいずれかの方 法による。(法人法第 331 条 第 1 項)
- 1 官報に掲載する方法
- 2 時事に関する事項を掲載 する日刊新聞紙に掲載する 方法
- 3 電子公告による方法
- 4 主たる事務所の公衆の見 やすい場所に掲示する方法
- ・基金を設ける場合には、次の 定款規定が必要である。
- 1)基金の募集をすることがで きる旨
- 2)基金の拠出者の権利に関する規定
- 3)基金の返還の手続き
- ・基金の取り扱いを定めてもよいが、一般社団・財団法人上 に規定があるので、定款上は 規定は不要である。

変更前	変更後 (案)	変更の根拠・理由
2 正会員は、学会総会に出席し、	2 正会員は、学会総会に出席し、	
議決権を行使することができる。	議決権を行使することができる。	
3 正会員は、学術集会に参加し、	3 正会員は、学術集会に参加し、	
学会誌に投稿し、かつ学会誌等の	学会誌に投稿し、かつ学会誌等の	
配布を受けることができる。	配布を受けることができる。	
4 正会員は、一般社団法人及び一	4 正会員は、一般社団法人及び一	
般財団法人に関する法律(平成 1	般財団法人に関する法律(平成 1	
8年法律第48号。以下「法人法」	8年法律第48号。以下「法人法」	
という。)に規定された社員の権利	という。)に規定された <mark>次に掲げる</mark>	
を社員と同様に本会に対して行使	社員の権利を、代議員と同様に当	
することができる。	法人に対して行使することができ	
	る。	
	法人法第14条第2項の権利(定	
	款の閲覧等 )	
	法人法第32条第2項の権利(社	
	員名簿の閲覧等)	
	法人法第 57 第 4 項の権利(社	
	員総会の議事録の閲覧等)	
	法人法第50条第6項の権利(社	
	員の代理権証明書面等の閲覧	
	等)	
	法人法第52条第5項の権利(電	
	磁的方法による議決権行使記録	
	の閲覧等)	
	法人法第 129 条第 3 項の権利	
	(計算書類等の閲覧等)	
	法人法第 229 条第 2 項の権利	
	(清算法人の貸借対照表等の閲	
	覧等)	
	法人法第 246 条第 3 項、第 250	
	条第3項及び第256条第3項の	
	権利(合併契約等の閲覧等)	
( 賛助会員 )	( 賛助会員 )	
第11条 賛助会員は、本会の目的	第11条 賛助会員は、本会の目的	・社団法人の「社員」は、自然
に賛同する個人又は団体であっ	に賛同する個人又は団体であっ	人又は法人に限られるが、人
て、理事会の承認を得たものとす	て、社員総会の定める基準に基づ	格のない社団が賛助会員と
る。	き理事会の承認を得たものとす	して会員になることは可能。
	る。	
(名誉会員)	(名誉会員)	
第12条 名誉会員は、看護学の発	第12条 名誉会員は、看護学の発	
展に多大の寄与をした者の中から	展に多大の寄与をした者の中か	
理事長が、理事会及び社員総会の	ら、理事会及び社員総会の承認を	
議を経て <del>学会総会で推薦する</del> 。	得たものとする。	
2 名誉会員は、社員総会に出席し	2 名誉会員は、社員総会に出席し	
意見を述べることができる。	意見を述べることができる。	
3 名誉会員は、会費の納入を必要		
<del>としない。</del>		
	3 第1項の承認について、理事長	・第3項は第14条に移管。
	は、学会総会に報告しなければな	
	らない。	

#### 変更前

#### (入会)

第13条 本会に入会を希望するものは、入会申込書を理事会に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

#### (会費)

- 第14条 会員は、所定の会費を納 入しなければならない。
- 2 会費の金額については、社員総会の議決により別に定める。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

#### (資格の喪失)

第15条 会員は、次の理由により その資格を喪失する。 退会

会費の1年間の未納

死亡又は失踪宣告

除名

#### (退会)

第16条 退会を希望する会員は、 理事会へ退会届を提出しなければ ならない。

#### (除名)

第17条 本会の名誉を傷つけ、 又は本会の目的に反する行為が あった会員は、社員総会の議決を 経て理事長が除名することができ る。

### 変更後 (案)

第13条 正会員又は賛助会員として本会に入会を希望するものは、 入会申込書を理事長に提出し、社員総会の定める基準に基づき理事会の承認を受けなければならない。

#### (義務)

(入会)

- 第14条 会員は、<mark>社員総会で定める</mark> 会費を納めなければならない。
- 2 前項の規定にかかわらず、名誉 会員は、会費の納入を要しない。
- 3 既納の会費は、いかなる理由があってもこれを返還しない。

#### (資格の喪失)

第15条 会員は、次の理由により その資格を喪失する。

第 1 6 条の規定により退会したと き

会費を請求日後1年間納付しなかったとき 死亡し若しくは失踪宣告を受けた

とき又は解散したとき 第17条の規定により除名された

その他法令で規定する事由に該当 したとき

#### (退会)

第16条 退会を希望する会員は、 理事長へ退会届を提出しなければ ならない。

#### (除名)

- 第17条 会員が本会の名誉を傷つけ、又は本会の目的に反する行為があった場合には、社員総会の決議により当該会員を除名することができる。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとするときは、当該社員総会の日の一週間前までに当該会員に通知し、かつ社員総会で弁明の機会を与えなければならない。
- 3 理事長は、会員を除名したとき は、除名した会員に対し、その旨 を通知しなければならない。

変更の根拠・理由

・公益認定を受ける場合、社員 の資格の得喪に関して、不当 に差別的な取扱いをする条 件その他の不当な条件を付 していないことが必要であ る。(認定法第5条第14号)

社員の資格の得喪に関する 規定は、法人法上の必要的記 載事項である。(法人法第11 条第1項第5号)

社員は、次に掲げる事由に よって退社する。(法人法第 29条)

- (1) 定款で定めた事由の発生
- (2) 総社員の同意
- (3) 死亡又は解散
- (4) 除名

社員はいつでも退社することができる。(法人法第28 条)

社員の除名は、正当な事由があるときに限り、社員総会の決議によってすることができる。(法人法第30条)

#### 第4章 社員及び社員総会

#### (社員)

- 第18条 本会の社員は、代議員を もってこれにあてる。
- 2 代議員を選出するために、別に 理事会が定める規程により、正会 員による代議員選挙を行う。
- 4 第2項の代議員選挙において、 正会員は他の正会員と等しく代議 員を選挙する権利を有し、また代 議員に立候補する権利も有する。
- 3 代議員は、正会員 30 人の中から 1 人の割合により選出する。

5 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。

#### (任期)

- 第19条 代議員の任期は、就任後 4年以内に終了する事業年度のう ちの最終のものに関する定時学会 総会の終結の時までとし、再任を 妨げない。但し、連続しては2期 までとする。
- 2 代議員が社員総会決議取消しの 訴え、解散の訴え、責任追及の訴 え及び役員解任の訴え(法人法第 266 条第1項、第268 条、第278 条、第284条)を提議している場 合(法人法第278 条第1項に規場 合を含む)には、当該代議員はでいる場 うを含む)には、当該代議員は代代議 員たる地位を失わない(当該代議員は役員の選任及び解任並びに定 款変更についての議決権を有しないこととする)。

#### 変更後(案)

#### 第4章 社員及び社員総会

#### (社員)

- 第18条 本会の社員は、代議員を もってこれにあてる。
- 2 代議員を選出するために、別に 理事会が定める規程により、正会 員による代議員選挙を行う。
- 3 代議員は、正会員の中から選ばれることを要する。前項の代議員選挙において、正会員は他の正会員と等しく代議員を選挙する権利を有し、また代議員に選出される権利も有する。
- 4 代議員は、理事会が定める地区 別に選出するものとし、その定数 は当該各地区ごとに次の各号のと おりとする。

正会員30人以内の場合は1人と する。

正会員30人超の場合は、正会員30人ごとに1人とし、その端数が15人以下のときは切り捨て、その端数が15人超のときは1人に切り上げる。

- 5 理事又は理事会は、代議員を選出することができない。
- 6 第2項の代議員選挙は、4年に1 度、1月から4月までの期間に実 施する。

#### (任期)

- 第19条 代議員の任期は、選出の 4年後に実施される代議員選挙終 了の時までとし、再選を妨げない。 但し、連続しては2期までとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、代議 員が社員総会決議取消しの訴え、 解散の訴え、責任追及の訴え又は 理事もしくは監事の解任の訴え (法人法第 266 条第 1 項、第 268 条、第 278 条又は第 284 条)を提 起している場合(法人法第278条 第1項に規定する訴えの提起の請 求をしている場合を含む。)には、 当該訴訟が終結するまでの間、当 該代議員は社員たる地位を失わな い。この場合において、当該代議 員は、理事及び監事(以下「役員」 という。)の選任及び解任(法人 法第63条及び第70条)並びに定 款変更(法人法第146条)につい ての議決権を有しないこととす

- 変更の根拠・理由
- ・代議員制を採用する場合に は、定款の定めにより、次の (1)から(5)の事項を満たす ことが重要である。
- (1) 社員(代議員)を選出する ための制度の骨格が定款で 定められていること

定数、選出方法:第18条 任期、欠員措置:第19条

(2) 各会員について、「社員」 を選出するための選挙(代議 員選挙)で等しく選挙権及び 被選挙権が保証されている こと:第18条

(3) 「社員」を選出するための 選挙(代議員選挙)が理事及 び理事会から独立して行わ れていること:第18条

- (4) 選出された「社員」(代議員)が責任追及の訴え、社員総会決議取消しの訴えなど法律上認められた各種訴権を行使中の場合には、その間、当該社員(代議員)の任期が終了しないこととしていること
  - (5) 会員に「社員」と同等の 情報開示請求権等を付与す ること(第10条第4項)

変更前	変更後 (案)	変更の根拠・理由
3 代議員の辞任若しくは死亡等に より欠員が生じたときは、代議員 選挙における次点者が <del>残任期間</del> そ の任に当るものとする。	る。 3 代議員の辞任若しくは死亡等により欠員が生じたときは、当該事由が生じたときの直前の代議員選挙における次点者が、補欠の代議員としてその任に当るものとする。 4 前項に規定する補欠の代議員の任期は、任期の満了前に退任した代議員の任期の満了する時までとする。	
(社員総会の構成等) 第20条 社員総会は、社員をもって組織する。 2 本会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に定時社員総会を開催する。また、 <del>総社員の3分の1以上から請求があった時、及び</del> 理事会が認めた時は、臨時社員総会を開催しなければならない。	(社員総会の構成等) 第20条 社員総会は、すべての社 員をもって組織する。 2 本会は、毎事業年度末日の翌日 から3ヶ月以内に定時社員総会を 1回開催する。また理事会が必要 と認めたときは、臨時社員総会を 開催しなければならない。	・定時社員総会は、年に1回、 毎事業年度終了後一定の時 期に招集しなければならな い(法人法第36条第1項)の で、開催時期を定める。 ・社員による招集の請求による 開催は、義務化できない(法 人法第37条第1項)
(社員総会の審議事項) 第21条 社員総会は、法令及び本 定款に定める事項のほか、本会の 運営に関する重要事項を審議す る。	(権限) 第21条 社員総会は、次の事項に ついて決議する。 正会員及び賛助会員の入会の 基準及び会費の額 名誉会員の承認 会員の除名 役員の選任及び解任 役員の報酬等の額及び役員の	・理事会を設置する法人の場合、社員総会は、法人法に規定する事項及び定款で定めた事項に限り、決議することができる。「重要事項」という表現は、社員総会の権限の範囲が明確でない。

# (社員総会の招集等)

第22条 社員総会は、法令に別段 の定めがある場合を除いて理事長 が招集しその議長となる。理事長 に事故があるときには、副理事長 がこれに当る。 役員の報酬等の額及び役員の 報酬等の支給基準

計算書類及び財産目録の承認 定款の変更

解散及び残余財産の処分 その他社員総会で決議するも のとして法令又は本定款で定めら れた事項

#### (招集)

- 第22条 社員総会は、法令に別段の 定めがある場合を除き、理事会の 決議に基づき理事長が招集する。
- 2 総社員の議決権の5分の1以上 の議決権を有する社員は、理事長 に対し、社員総会の目的である事 項及び招集の理由を示して、社員 総会の招集を請求することができ る。
- 3 社員総会の議長は、理事長がこれに当たる。ただし理事長が欠けたとき又は理事長に事故があるときは、副理事長がこれに当たる。
- ・法人法第37条第1項(社員による招集の請求)
- ・議長は、社員総会の秩序を維持し、議事を整理し、また、 その命令に従わない者その 他社員総会の秩序を乱す者 を退場させることができる 強い権限を有する(法人法第 54条)ので、その選出方法に ついて定める。

#### (議決の方法及び議決権)

- 第23条 社員総会の議決は、法令 又は本定款に別段の定めがある場合を除いて、総社員の過半数が出席し、出席した社員の議決権の過 半数で決する。
- 2 社員は、1人1議決権を有する。

#### (書面等による決議)

- 第24条 社員総会に出席できない 社員は、あらかじめ通知された事 項について書面若しくは電磁的記 録をもって議決権を行使し、又は、 他の社員を代理人として議決権行 使を委任することができる。
- 2 前項の書面による議決権行使及 び他の社員への議決権行使の委任 は、前条第1項、第30条、及び第 55条の出席とみなす。

#### (議事録の作成)

- 第25条 社員総会の議事について は議事録を作成しなければならな い。
- 2 議事録の承認は、議長及びその 社員総会において選出された議事 録署名人2名以上が、署名押印を しなければならない。

#### 変更後(案)

#### (決議の方法及び議決権)

- 第23条 社員総会の決議は、総社 員の議決権の過半数を有する社員 が出席し、出席した社員の議決権 の過半数で決する。
- 2社員総会における議決権は、社員1名につき1個とする。
- 3 第1項の規定にかかわらず、次の決議は、総社員の半数以上であって、総社員の議決権の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

会員の除名 監事の解任 定款の変更

その他法令で定められた事項

4 理事又は監事を選任する議案を 決議するに際しては、各候補者ご とに第1項の決議を行わなければ ならない。

#### (書面等による決議等)

- 第24条 社員は、委任状その他の 代理権を証明する書面を理事長に 提出して、代理人にその議決権を 行使させることができる。この場 合において前条の規定の適用につ いては社員総会に出席したものと みなす。
- 2 理事会において社員総会に出席 しない社員が書面で議決権を行使 することができることを定めたと きは、社員総会に出席できない社 員は、議決権行使書若しくは電磁 的記録をもって議決権を行使する ことができる。この場合において は、当該議決権の数を前条の出席 した社員の議決権の数に算入す る。

#### (議事録)

- 第25条 社員総会の議事について は、法令で定めるところにより、 議事録を作成する。
- 2 議長及びその社員総会において 選出された議事録署名人2名以上 は、前項の議事録に記名押印する。

#### 変更の根拠・理由

- ・法人法第49条第1項(社員総会の決議)。ただし、定款上で定足数の要件を緩和できない(定款変更ガイドライン)
- ・法人法第49条第2項。議決権 の行使目的を明記した。
- ・社員総会で理事の選任議案を 採決する場合には、各候補る ごとに決議する方法を採る ことが望ましく、定款にに 員総会の議事の運営方法で 関する定めの一つとして、 「理事の選任議案の決議に 際し候補者を一大議に (決議)すること」を許とは る旨の定めを設けることが る旨の定めを設けることが いるに いるに できたれない。(定款変更ガイ ドライン4)
- ・議決権の代理行使
- ・書面による議決権行使

- ・法人法第57条(議事録)
- ・議事録署名人は省略できる が、従来通り議事録署名人を 選定しても良い。

## 第5章 役員及び理事会

(役員)

第26条 本会に次の役員を置く。 理事長 1名 副理事長 1名

理事 15名以内(理事長及び副 理事長を含む。)

監事 2 名以内

2 前項の理事長をもって法人法上の代表理事とする。

#### (役員の選任)

第27条 役員の選出は次のとおり とする。

理事及び監事は、社員総会において選出する。

理事長及び副理事長は理事会で理 事の中から選出する。

- 2 監事は、理事又は使用人を兼ねることができない。
- 3 理事のうち、理事のいずれか1 名とその配偶者又は三親等内の親 族その他特別の関係にある者の合 計数は、理事総数の3分の1を超 えてはならない。監事についても 同様とする。
- 4 他の同一の団体の理事又は使用 人である者その他これに準ずる相 互に密接な関係にある者である理 事の合計数は、理事総数の3分の 1を超えてはならない。監事につ いても同様とする。

#### (役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、就任後2 年内に終了する事業年度のうち最 終のものに関する定時社員総会の 終結の時までとし、再任を妨げな い。但し、連続しては3期までと する。
- 2 監事の任期は、就任後4年内に 終了する事業年度のうち最終のも のに関する定時社員総会の終結の 時までとし、再任を妨げない。但 し、連続しては2期までとする。
- 3 理事、監事が辞任した時は、別に定める規程により選出された理事、監事の次点者がその残任期間に当たるものとする。

変更後(案)

#### 第5章 役員及び理事会

(役員の設置)

第26条 本会に次の役員を置く。 理事 15名以内 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を理事長とす る。
- 3 理事長以外の理事のうち、1名 を副理事長とする。
- 4 第2項の理事長をもって法人法 上の代表理事とする。

#### (役員の選任)

- 第27条 役員は、社員総会の決議によって選任する。
- 2 理事長及び副理事長は、理事会 の決議によって理事の中から選定 する。
- 3 監事は、本会又はその子法人の 理事又は使用人を兼ねることがで きない。
- 4 理事のうち、理事のいずれか1 名とその配偶者又は三親等内の親 族その他特別の関係にある者の合 計数は、理事総数の3分の1を超 えてはならない。監事についても 同様とする。
- 5 他の同一の団体(公益法人を除く。)の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係にある者である理事の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても同様とする。

(役員の任期)

- 第28条 理事の任期は、<mark>選任</mark>後2 年以内に終了する事業年度のうち 最終のものに関する定時社員総会 の終結の時までとし、再任を妨げ ない。但し、連続しては3期まで とする。
- 2 監事の任期は、<mark>選任後4年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、再任を妨げない。但し、連続しては2期までとする。</mark>
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に退任した理事又は監事の補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。
- 4 理事又は監事は、第26条に定め

変更の根拠・理由

・公益法人は、理事会を置かなければならない。理事会を置く場合、監事を設置し、理事を3名以上置かなければならない。

また監事を設置するには、定 款の定めが必要。(認定法第 5条第14号、法人法第60条第2 項、第61条、第65条第3項)

- ・理事会は、理事の中から代表 理事を選定しなければなら ない。(法人法第90条第3項)
- ・理事会を設置した場合、代表 理事と業務執行理事がその 法人の業務を執行する。(法 人法第91条第1項)業務執行 理事を置かない場合、代表理 事のみが法人法上の業務執 行の責任と報告義務を負う。
- ・法人法第63条第1項(選任)

変更前	変更後 (案)	 変更の根拠・理由
~~	る定数に足りなくなるときは、任	
	期の満了又は辞任により退任した	
	後も、新たに選任された者が就任	
	するまで、なお理事又は監事とし	
	ての権利義務を有する。	
   (役員の職務)	(役員の職務)	
第29条 理事長は、代表理事とし	第29条 理事長は、代表理事とし	・代表理事に事故があるとき等
て本会を代表し、会務を総括する。	て本会を代表し、会務を総括する。	に、代表権を有することとな
2 副理事長は、理事長を補佐し、 理事長に事故がある時はこれを代		る者を代表理事が予め指定 しておくことになるような
<del>空事でに事成りのも時間ですでです。</del>   <del>行する。</del>		定款の定めをすることはで
3 理事は、理事会を組織し会務を	2 理事は、理事会を組織し会務を	きない。
執行する。	執行する。	
4 監事は、本会の会計及び資産を	3 監事は、理事の職務の執行を監	・法人法第99条第1項、第2項(監
監査する。	査し、法令で定めるところにより、 監査報告を作成する。また、監事	事の権限) ・代表理事及び業務執行理事
	は、いつでも、理事及び使用人に	は、3箇月に1回以上自己の職
	対して事業の報告を求め、本会の	務の執行の状況を理事会に
	業務及び財産の状況の調査をする	報告しなければならない(法
	ことができる。	人法第91条第2項)ため、理
	4 理事長は、毎事業年度に4箇月 を超える間隔で2回以上自己の職	事会を年4回以上開催しな ければならないが、定款で
	を超える喧闹でく回以上自己の職	「毎事業年度に4箇月を超え
	なければならない。	る間隔で2回以上」と規定す
	_	ることもできるため、左のと
(役員の解任)	(役員の解任)	おり規定すれば、理事会の開
第30条 役員は、社員総会の決議	第30条役員は、社員総会の決議に	催義務は年2回となる。
により解任することができる <del>。但</del> し、監事を解任する場合は、総社	よって解任することができる。	・法人法第70条第1項(解任) ・監事を解任する場合は、特別
ラの過半数が出席し、出席した社		決議が必要となる。(法人法
員の議決権の3分の2以上で決す		第49条第2項)
<del>3.</del>		
	(報酬等)	・理事及び監事の報酬は原則、
	第31条 役員は無報酬とする。 2 前項の規定にかかわらず、役員	定款で定めるが、定款にその 額を定めていないときは、社
	は、その職務執行において必要な	員総会の決議によって定め
	実費弁償を受けることができる。	る必要がある。(法人法第89
		条、第105条)
	  (損害賠償責任)	(損害賠償責任)
	(預書照真は)   第32条 法人法第112条の規定	・理事・監事(「役員」という)
	については、社員を正会員と読み	は、その任務を怠ったとき
	替えて適用する。	は、一般社団法人に対してこ
		れによって生じた損害を賠償さる事任を発え、
		償する責任を負う。(法人法 第 111 条第 1 項)
		・上記一般社団法人に対する責
		任は、総社員の同意がなけれ
		ば免除できない(法人法第
		112 条)が、次の 3 つの例外
		がある。
		1 役員が職務を行うにつき
		善意でかつ重大な過失がな

変更前	変更後 (案)	変更の根拠・理由
		い場合では、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、大きな、、大きな、大きな、、大きな、
(理事会の構成及び招集等) 第31条 本会に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもっ て構成する。 3 監事は、理事会に出席し、意見 を述べることができる。	(理事会の構成) 第33条 本会に理事会を置く。 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。 3 監事は、理事会に出席し、意見を述べることができる。	・公益社団法人は理事会を置か なければならず、定款に規定 する必要がある。
4 理事会は、毎事業年度4回以上、 理事長が招集する。 5 前項の規定に関わらず、理事長が必要と認めたとき又は次の各号の一に該当する場合には、理事長は、での請求があった日から2週間以内に臨時理事会を招集しない。 理事長以外の理事から会議の目的である事項を示して、理事長に招集の請求があったとき監事から理事長に招集の請求があったとき	(招集) 第34条 理事会は、毎事業年度4 回以上、理事長が招集する。 2 理事長以外の理事は、理事長に対し、理事会の目的である事項を示して、理事会の招集を請求することができる。 3 監事は、法人法第101条第2項に該当するときは、理事長に対し、理事会の招集を請求することができる。	・原則として各理事が理事会を 招集するが、理事会を招集す る理事を定款又は理事会で 定めることができる(法人 第93条第1項)。この場合に は、他の理事は招集請求権を 持つにとざまり、請求したか らといって招集する義務は ない(法人法第93条第2項)

#### 変更前 変更後(案) 変更の根拠・理由

- 6 前項の請求があった日から5日 以内に、その日から2週間以内の 日を理事会の日とする理事会の招 集の通知が発せられない場合に は、その請求をした理事又は監事 は、臨時理事会を招集することが できる。
- 7 理事会の議長は、理事長がこれに当たる。
- 8 理事会を招集するときは、開催 日の1週間前までに、各理事及び 各監事に対して通知しなければな らない。

#### (理事会の権限等)

第32条 理事会は、この定款に別 に定めるもののほか、次の職務を 行う。

社員総会及び学会総会の日時及び 場所並びに議事に付すべき事項の 決定

前号に定めるもののほか、本会の 業務執行の決定

理事の職務の執行の監督 理事長及び副理事長の選定及び解 職

2 理事会は、次に掲げる事項その 他重要な業務執行の決定を理事に 委任することができない。

重要な財産の処分及び譲受け 多額な借財

重要な使用人の選任及び解任 従たる事務所その他重要な組織の 設置、変更及び廃止

内部管理体制の整備(理事の職務 の執行が法令及び定款に適合する ことを確保するための体制その他 この法人の業務の適正を確保する ために必要な体制の整備)

#### (理事会の定足数及び議決等)

- 第33条 理事会は、理事現在数 の過半数以上の出席により成立 する。
- 2 理事会の議事は、この定款に 別段の定めがある場合を除き、 出席した理事の過半数をもって 決し、可否同数のときは議長が 決する。
- 3 理事会の議事について、特別 の利害関係を有する理事はその 議決に加わることができない。
- 4 理事が理事会の決議の目的で

- 4 前項の規定による請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合には、その請求をした理事又は監事は、理事会を招集することができる。
- 5 理事会の議長は、理事長がこれ に当たる。ただし理事長が欠けた とき又は理事長に事故があるとき は、副理事長がこれに当たる。
- 6 理事会を招集するときは、<mark>理事会の日</mark>の1週間前までに、各理事 及び各監事に対して通知<mark>を発</mark>しな ければならない。

#### (理事会の権限等)

第35条 理事会は、<mark>法令又は</mark>この 定款に別に定めるもののほか、次 の職務を行う。

社員総会及び学会総会の日時及 び場所並びに議事に付すべき事 項の決定

前号に定めるもののほか、本会の業務執行の決定

理事の職務の執行の監督 理事長及び副理事長の選定及び 解職

2 理事会は、次に掲げる事項その 他重要な業務執行の決定を理事に 委任することができない。

> 重要な財産の処分及び譲受け 多額な借財

重要な使用人の選任及び解任 従たる事務所その他重要な組織 の設置、変更及び廃止

#### (決議)

- 第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。
- ・過半数を上回る割合を定款で 定めることができる。(法人 法第95条第1項)
- ・特別の利害関係を有する理事 は、議決に加わることができ ない。(法人法第95条第2項)
- ・理事会については、代理人に よる議決権の行使、書面によ る議決権の行使は認められ ない。
- 2 前項の規定にかかわらず、理事
- ・理事会の決議の省略の規定

#### 变更前 変更後(案) 変更の根拠・理由 ある事項について提案をした場 は、定款上に定めがなければ 合において、その事項について 項について提案した場合におい 実施できない。(法人法第96 議決に加わることができる理事 て、当該提案につき決議に加わる 条) ことができる理事の全員が書面 の全員が書面又は電磁的記録に より同意の意思表示をしたとき 又は電磁的記録により同意の意 は、その提案を可決する旨の理 思表示をしたときは、当該提案を 事会の決議があったものとみな 可決する旨の理事会の決議があ す。但し、監事がその提案につ ったものとみなす。但し、監事が いて異議を述べたときは、この その提案について異議を述べた 限りでない。 ときは、この限りでない。 (理事会への報告の省略) 法人法第98条(理事会への報告 第37条 理事又は監事が理事及 5 理事又は監事が理事及び監事 の省略) の全員に対して理事会に報告す び監事の全員に対して理事会に べき事項を通知をしたときは、 報告すべき事項を通知したとき その事項を理事会に報告するこ は、当該事項を理事会へ報告する とを要しない。 ことを要しない。 2 前項の規定は、第29条第4項 に規定する報告については、適用 しない。 (理事会の議事録) (理事会の議事録) 第34条 理事会の議事録は、議 第38条 理事会の議事録は、議 ・左記の記載が定款にない場合 長が作成し、出席した代表理事 長が作成し、出席した代表理事 は、理事会に出席した理事と 及び監事が署名押印の上、これ 及び監事が記名押印の上、これ 監事の全員の署名又は記名 を保存する。 を保存する。 押印が必要となる。(法人法 2 前項の規定にかかわらず、理事 第95条第3項) 長の変更を決議した理事会の議 事録については、他の出席した理 事も記名押印する。 第6章 学会総会 第6章 学会総会 ・法律に根拠のない任意の機関 を設けるときは、当該機関の (学会総会の種類) (学会総会の種類) 名称、構成、権限を明確にし、 第35条 学会総会は、定時学会総 第39条 学会総会は、定時学会総 法律上の機関である社員総 会と理事会の権限を奪うこ 会と臨時学会総会とする。 会と臨時学会総会とする。 とのないよう留意する。(定 (学会総会の構成) (学会総会の構成) 款変更ガイドライン) 第36条 学会総会は、正会員をも 第40条 学会総会は、正会員をも って組織する。 って組織する。 (学会総会の権限) (学会総会の権限) 第37条 学会総会は、本会の事業

第41条 学会総会は、本会運営上 の重要事項について、理事会に対 し意見を具申する。

(学会総会の開催)

- 第42条 定時学会総会は、毎年1 回開催する。
- 2 臨時学会総会は、次の各号の一 に該当する場合に開催する。 開催についての理事会の決議が あったとき

12

・「理事長が招集し」は第43 条と重複する。

計画、収支予算並びに本会運営上の重要事項について承認する。

第38条 定時学会総会は、理事長

2 臨時学会総会は、次の各号の一

開催についての理事会の議決があ

が招集し、毎年1回開催する。

に該当する場合に開催する。

(学会総会の開催)

ったとき

変更前	変更後(案)	変更の根拠・理由
正会員現在数の5分の1以上から 請求があったとき	正会員現在数の5分の1以上から理事長に対して請求があったとき	
監事から招集請求があったとき	監事から招集請求があったとき	
(学会総会の招集) 第39条 学会総会は理事長が招集 する。 2 理事長は、前条第2項各号の一	(学会総会の招集) 第43条 学会総会は理事長が招集 する。 2 理事長は、前条第2項各号の一	
に該当することとなった場合には、その日から30日以内に臨時学会総会を招集しなければならない。	に該当することとなった場合に	
3 理事長は、学会総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも学会総会の7日前までに会員に対して、発送しなければならない。	3 理事長は、学会総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面を少なくとも学会総会の7日前までに正会員に対して、発送しなければならない。	
(学会総会の議長) 第40条 学会総会の議長は、その 総会において、出席した正会員の 中から選出する。但し、定時学会 総会の議長は学術集会会長があた る。	(学会総会の議長) 第44条 学会総会の議長は、その 総会において、出席した正会員の 中から、出席した正会員の議決権 の過半数の同意により選出する。 ただし、定時学会総会の議長は学 術集会会長があたる。	・表現を適正化
(学会総会の定足数) 第41条 学会総会は正会員の10 分の1以上の出席により成立する。	(学会総会の定足数) 第45条 学会総会は総正会員の議 決権の10分の1以上を有する正 会員の出席により成立する。	
(学会総会の議決) 第42条 学会総会の議事は、本定 款に特別の定めがある場合のほか は、出席した正会員の議決権の過 半数をもって決する。 2 正会員は1人1議決権を有す る。	(学会総会の決議) 第46条 学会総会の決議は、本定 款に特別の定めがある場合のほか は、出席した正会員の議決権の過 半数をもって決する。 2 正会員は1人につき1議決権を 有する。	
(委任による議決権行使等) 第43条 学会総会に出席できない 正会員は、他の正会員を代理人と して議決権行使を委任することが できる。 2 前項の他の正会員への議決権行	(議決権の代理行使等) 第47条 学会総会に出席できない 正会員は、委任状を理事長に提出 して、他の正会員である代理人に よってその議決権を行使すること ができる。この場合においては、 当該議決権の数を前3条の出席し	・表現を適正化
使の委任は、前条第1項及び第41 条の出席とみなす。	た正会員の議決権の数に算入す る。	
(議事録等) 第44条 学会総会の議事について は議事録を作成しなければならない。	(議事録等) 第48条 学会総会の議事について は議事録を作成しなければならな い。	

#### 変更後(案)

#### 変更の根拠・理由

議事録の承認は、議長及びその 学会総会において選出された議事 録署名人2名以上が、署名押印を しなければならない。

議事録の承認は、議長及びその 学会総会において選出された議事 録署名人 2 名以上が、記名押印を しなければならない。

#### 第7章 学術集会

#### 第7章 学術集会会長

(学術集会会長の選任)

(学術集会会長の選任)

- 第45条 本会に学術集会会長を置
- 第49条 本会に学術集会会長を置 <。
- 2 学術集会会長は、社員総会で正 会員の中から選出し、学会総会の 承認を得る。
- 2 学術集会会長は、社員総会の決 議により正会員の中から選任す

選任後2年以内に終了する事業年

度のうち最終のものに関する定時

(学術集会会長の任期)

(学術集会会長の任期)

第50条 学術集会会長の任期は、

置目的(とくに「権限」)が 明確でないときは、条文を 設けられない。何らかの決 議機関でなければ、定款上 で条文を設定する必要はな

・法律に根拠のない任意の機関

を設けるときは、当該機関の

学術集会についてはその設

第46条 学術集会会長の任期は1 年とする。

> 社員総会の終結の時までとし、再 任を妨げない。

名称、構成、権限を明確にし、 法律上の機関である計員総 会と理事会の権限を奪うこ とのないよう留意する。(定

款変更ガイドライン)

(学術集会会長の職務)

(学術集会会長の職務)

第47条 学術集会会長は、学術集 会を主宰する。

第51条 学術集会会長は、次の職 務を行う。ただしこの定款又は法 令により、社員総会又は理事会の 権限に属するものについてはこの 限りでない。

(学術集会の開催)

学術集会の演題の選定 学術集会企画委員会の委員の選 任

第48条 学術集会は、毎年1回開 催する。 2 学術集会会長は、学術集会の運

学術集会の開催及び運営

営及び演題の選定等について審議 するため、学術集会企画委員を委 嘱し、学術集会企画委員会を組織 する。

#### 第8章 委員会

#### 第8章 委員会

(委員会の設置等)

(委員会の設置等)

第52条 本会に学術集会企画委員 会を置く。

第49条 本会は、事業の円滑な運 営を図るために、理事会の議を経 て委員会を設けることができる。

- 2 本会は、事業の円滑な運営を図 るために、理事会の決議により、 前項に規定する委員会以外の委員 会を設けることができる。
- 3 委員会は、その目的とする事項
- について、調査、研究、審議し、 理事会に対して報告する。

を設けるときは、当該機関の 名称、構成、権限を明確にし、 法律上の機関である社員総 会と理事会の権限を奪うこ とのないよう留意する。(定

款変更ガイドライン)

委員会についてはその構成

が明確にならない場合、条

文を設けなくてもよい。

・法律に根拠のない任意の機関

について、調査、研究し、審議す ることができる。 3 委員会の組織及び運営に関して

必要な事項は、理事長が理事会の

2 委員会は、その目的とする事項

委員会の構成及び運営に関して 必要な事項は、この定款に別段の 定めがあるものを除き、理事会の 決議により定める。

(削除)

表彰は学会の事業であるため 第3条第5項に記載した。

#### 第9章 研究論文表彰制度

議決を経て、別に定める。

#### (表彰制度)

変更前	変更後 (案)	変更の根拠・理由
第50条 看護学の発展に寄与する 学術研究活動推進のために、本会 は会員の優れた研究論文を表彰す ることができる。		
第10章 財産及び会計	第9章 財産及び会計	
(財産の管理) 第51条 本会の財産は理事長が管理し、その方法は、 <del>社員総会及び</del> 理事会の決するところに従う。	(財産の管理) 第53条 本会の財産は理事長が管理し、その方法は理事会の決するところに従う。	・第53、54条はなくてもよい。
(経費の支弁) 第52条 本会の経費は次の収入を もってこれに充てる。 会費 寄附金 その他の収入	(経費の支弁) 第54条 本会の経費は次の収入を もってこれに充てる。 会費 寄附金 その他の収入	
(決算) 第53条 本会の事業年度は毎年 10月1日に始まり翌年9月30日 に終わる <del>ものとする</del> 。	(事業年度) 第55条 本会の事業年度は、毎年4 月1日に始まり翌年3月31日に終 わる。	・事業年度は必要的記載事項で ある。(法人法第11条第1項)
2 理事長は、法令に定めるところ に従い、貸借対照表、損益計算書、	(事業計画及び収支予算) 第56条 本会の事業計画書及び収支予算書については、毎事業年度開始の日の前日までに、理事長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も同様とする。 2 前項の書類については、主たる事務所に当該事業年度が終了するまでの間備え置き、一般の閲覧に供するものとする。 (事業報告及び決算) 第57条 本会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3	・法人法には、事業報告と決事業 計画及び収支予し、関語を に関連を では、事業を 計画のは、事業のでは、 のでは、事業のでは、 のでは、事業のでは、 のでは、事業のでは、 のでは、また、 ででする。 ・収支のの規 にでする。 ・収支のの規 にでする。 ・収支のの規 に対している。 ・収支のの規 に対している。 ・収支のの規 に対している。 ・収支のの規 に対している。 ・収支のの規 に対している。 ・収支のの規 に対している。 ・収支のの規 に対している。 ・収支のの規 に対している。 ・収益に対している。 ・、は、に対している。 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
事業報告書、剰余金の処分及び損失の処理に関する議案並びにこれらの付属明細書を作成し、監事の監査を受け、理事会の承認を得たうえで、社員総会における議決を経なければならない。	箇月以内に、理事長が次の書類を 作成し、監事の監査を受けた上 で、理事会の承認を経て定時社員 総会に提出し、第1号及び第2号 の書類についてはその内容を報 告し、第3号から第6号までの書 類については承認を受けなけれ ばならない。 事業報告 事業報告の附属明細書 貸借対照表 正味財産増減計算書 貸借対照表 正味財産増減計算書 貸借対照表 財産目録 計算書の附属明細書 財産目録 2 前項の書類のほか、次の書類を	書類等) ・法人法第129条(計算書類等の備置き閲覧) ・認定法第21条(財産目録等の 備置き閲覧)

変更前	変更後(案)	変更の根拠・理由
~~:	主たる事務所に5年間備え置き、	~~** IN/~ ***
	一般の閲覧に供するものとする。	
	監査報告 役員の名簿	
	位員の石溥   役員の報酬等の支給の基準を	
	記載した書類	
	運営組織及び事業活動の状況	・認定法施行規則第38条第1
	の概要及びこれらに関する数値	項により、の書類は提出義
	<u>のうち重要なものを記載した書</u> 類	務がある。
	3 定款、会員名簿及び社員名簿に	
	ついては主たる事務所に備え置	・法人法第14条 (定款の備置き
	き、 <u>一般の閲覧に供する</u> ものとす る。	閲覧) 第32条(社員名簿の 備置き閲覧)
	る。   4 前2項の規定にかかわらず、役	・社員名簿の記載事項(法人法
	員の名簿、会員名簿及び社員名簿	第31条)
	の記載事項のうち、個人の住所に	氏名又は名称(個人は氏
	ついては一般の閲覧に供しない	名、法人は名称の意)
	ものとする。	住所 ・役員等名簿の記載事項 (認定
	(公益目的取得財産残額の算定)	法21条2項2号)
	第58条 理事長は、公益社団法人	理事及び監事の住所及び氏
	及び公益財団法人の認定等に関 する法律施行規則第 48 条の規定	名
	9 の法律施17規則第 40 宗27規定 に基づき、毎事業年度、当該事業	
	年度末日における公益目的取得	
	財産残額を算定し、前条第2項第	
	4号に規定する書類に記載するも	
	のとする。	
(剰余金の処分制限)	(剰余金の処分制限)	
第54条 本会は <del>会員その他の者に</del>	第59条 本会は、剰余金の分配を	・第59条は、一般社団法人の
<del>対し、</del> 剰余金の分配をすることは できない。	することはできない。	場合、法人税法上の収益事業 課税の要件と関連するので
2 会員に剰余金を分配する社員総		注意すること。
会の決議は無効とする。		-
   第11章 定款の変更及び解散等	第10章 定款の変更及び解散等	
(京都の亦事)	( 中和の本書 )	
(定款の変更) 第55条 この定款は、学会総会の	(定款の変更)   第60条 本定款は、社員総会の決	・学会総会は、社員総会の権限
審議を経て、社員総会において、	第00元 本足がは、社員総会の次   議によって変更することができ	・子云総云は、社員総云の惟限 を奪うことができない。
総社員の議決権の3分の2以上の	<b>ప</b> .	・社団法人は、社員総会の特別
議決により変更することができ		決議(法人法第49条第2項)
る。   <del>2 前項の変更を行った場合は、遅</del>		によって定款を変更するこ とができる。( 法人法第146
<del>*** おなくその旨を行政庁に届け出な</del>		条)
<del>ければならない。</del>		-
(解散)	(解散)	. 外囲法 1 の細数束もは法党さ
第56条 本会は、法令の定めると ころによる他、社員総会において	第61条 本会は、社員総会の決議 その他の法令で定められた事由	・社団法人の解散事由は法定さ れている。(法人法第148条)
総社員の過半数が出席し、出席し	により解散する。	10~10~10~1/14月170赤)
た社員の議決権の4分の3以上の		
賛成を得て解散することができ		
る。		

#### 变更前 变更後(案) 変更の根拠・理由 前項の場合においては、第24 (公益認定等の取消し等に伴う贈 条第1項の規定は適用しない。 与) 第62条 本会が公益認定の取消し 戸プ の処分を受けた場合又は合併に

より本会が消滅する場合(その権 利義務を承継する法人が公益法 人であるときを除く。) には、社 員総会の決議を経て、公益目的取 得財産残額に相当する額の財産 を、当該公益認定の取消しの日又 は当該合併の日から1箇月以内 に、公益社団法人及び公益財団法 人の認定等に関する法律(平成1 8年法律第49号。以下「認定 法」という。) 第5条第17号に 掲げる法人又は国若しくは地方 公共団体に贈与するものとする。

# ・認定法第5条第17号(公益認 定等の取消し等に伴う贈

具体的な贈与先は複数指定 することも可能。また、認定 法第5条第17号に掲げる者と のみ定めることでも足りる。

#### (残余財産の帰属)

第57条 本会が清算する場合にお いて有する残余財産は、計員総会 の決議を経て、公益社団法人及び 公益財団法人の認定等に関する法 律第5条第 17 号に掲げる法人又 は国若しくは地方公共団体に帰属 させるものとする。

#### (残余財産の帰属)

第63条 本会が清算をする場合に おいて有する残余財産は、計員総 会の決議を経て、認定法第5条第 17 号に掲げる法人又は国若しく は地方公共団体に贈与するもの とする。

- ・認定法第5条第18号(残余財 産の帰属)。
- ・第63条は、一般社団法人の 場合、法人税法上の収益事業 課税の要件と関連するので 注意すること。

#### 第12章 事務所

#### (事務所職員)

- 第58条 第4条に定めた事務所に 職員をおく。
- 2 職員は、理事会の承認を得て理 事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

# 第11章 職 員

#### (職員)

(削除)

- 第64条 第4条に定めた事務所に 職員をおく。
- 2 職員は、理事会の承認を得て理 事長が任免する。
- 3 職員は、有給とする。

#### (帳簿の備付け等)

- 第59条 事務所には次の書類を備 付けなければならない。
- 会員及び計員名簿
- <del>役員及びその他の職員の名簿及び</del> 層歴書
- 財産日緑
- <del>- 資産台帳及び負債台帳</del>
- −収入支出に関する帳簿及び証拠書
- ─理事会及び総会の議事に関する書
- 官公署往復書類
- 収支予算書及び事業計画書
- 収支計算書及び事業報告書
- 貸供対昭書
- 正味財産増減計算書
- その他必要な書類及び帳簿

「事務所」との表現は、第4条 の規定と混同するので避け ることが望ましい。

・第56条、第57条に規定が あるので必要がない。

変更前	変更後 (案)	変更の根拠・理由
2 前項第1号から第5号までの書 類、同項第7号の書類及び同項第 9 号から第12号までの書類は永 年、同項第6号の帳簿及び書類は 10年以上、同項第8号及び第13 号の書類及び帳簿は1年以上保存 しなければならない。 3 第1項第1号、第2号及び第4 号の書類、同項第9号から第12 号までの書類並びに役員名簿は、 これを一般の閲覧に供するものと する。		
第13章 補 則	第12章 補則	
(施行細則) 第60条 本定款の施行について必要事項は、理事長が理事会及び社員総会の議決並びに学会総会の承認を経て、別に定める。	(施行細則) 第65条 本定款の施行について必要な事項は、法令又は定款に規定がある場合を除き、理事会が定める。	
<b>附 則</b> この定款は、平成 19 年 1 月 30 日から施行する。	<b>附 則</b> この定款は、平成 19 年 1 月 30 日から施行する。	
附則	附則	
1 この定款の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。 2 この改正定款の施行日において評議員であるものは、施行日をもって定款第 18 条の代議員とみなす。また、定款第19 条の代議員の任期は、評議員とした時点をもって起算する。	1 この定款の改正は、平成 21 年4月1日から施行する。	

# 一般社団法人 日本看護科学学会 定款施行細則(変更案)

亦更前 ( 現行 )	変更後(案)	変更の根拠・理由
変更前(現行)	(目的)	変更の根拠・珪田
第1条 この施行細則は、一般社団法人日本看護科学学会(以下、「本会」という)定款 <del>第80条に基づき、本会の運営に必要な事項を定める。</del>	第1条 この施行細則は、一般社団 法人日本看護科学学会(以下、「本 会」という)定款に基づき、本会 の運営に必要な次の事項を定め る。 定款第14条第1項に定める会 費の額 定款第52条第2項に規定する 委員会の設置 定款第52条第4項に規定する 事項 定款第65条に定める事項	
第2条 本会の正会員の会費は、 年額10,000円とする。 2 本会の賛助会員の会費は、年額1口50,000円とする。	(会費) 第2条 本会の正会員の会費は、年額10,000円とする。 2 本会の賛助会員の会費は、年額1口50,000円とする。	会費は社員総会決議事項(本規則は理事会決議で制定されているため、別途会費の決議が必要となる)
第3条 定款第26条の理事は、 社員の中から選出された11名 の理事と、理事長が正会員の中 から指名した4名以内の指名理 事とする。 但し、指名理事は、社員総会で 承認を得るものとする。	(削除)	理事の選出は、社員総会の決議 のみが有効であり、社員総会の 決議を拘束する他の規則を設 けることはできない。
第4条 学術集会企画委員会は、次の事項を審議する。 学術集会の形式 演題の形式 変更を要している。 学術集会の選出 である。 学術集会企画委員会は、 クリア をもって組織する。 学術集会会長 2名 学術集会会長 2名 学術集会会長がより 2名 学術集会会長がより 2名 学術集会会長がより 2 項第 2 名と ジャル を 3 長 2 項第 2 号からして 5 は 5 は 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に 5 に	(学術集会企画委員会) 第3条 学術集会企画委員会は、次で報告する。 の事項を審議し、理事会に対して報告する。 学術集会の形式 演題の選定及の選出 その世学術集会の運営に関すること 2 学術集会会員会は、次の委員をものと 2 学術集会会長 2 名 学術集会会長が重要と認めた 正会員 3 学術集会会長がの委員会のの委員とする。 4 第2項第2号かして再任を妨げない。	員会の機能は、理事会に対する報告のみとなる。
妨げない。 5 学術集会の会計は一般事業 活動に関する会計と区分して 表示する。	ない。 (削除)	この規定は公益法人会計基準   に反するため削除する

#### 変更前(現行)

#### 変更後(案)

#### 変更の根拠・理由

- 第5条 学会誌の編集及び発行を 行うために和文誌編集委員会、 英文誌編集委員会を置く。
- 2 和文誌編集委員会及び英文 誌編集委員会は、理事会で選出 された次の委員をもって各々 組織する。

理事2名社員2名正会員若干名

- 3 和文誌編集委員長及び英文 誌編集委員長は各編集委員会 において理事の中から選出す
- 4 委員の任期は2年とし再任 を妨げない。
- 5 英文誌編集委員会は編集長 をおくことができる。編集長は 英文誌の編集に秀でた者とす る。編集長の任期は2年とし再 任を妨げない。
- 6 和文誌編集委員会は専任査 読委員をおくことができる。専 任査読委員の任期は2年とし 再任を妨げない。
- 第6条 授賞論文の選考にあたり、論文選考委員会を置く
- 2 選考委員会は、和文誌編集委員長、英文誌編集委員長の他、 理事会で選出された次の委員 をもって組織する。

理事1 名以上社員2 名以上

- 3 委員長は論文選考委員会において理事の中から選出する。
- 4 委員の任期は2年とし再任を妨げない。
- 第7条 本会の会員管理及び事務 所運営を円滑に行うために総 務委員会を置く。
- 2 総務委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。

理事2名社員1名

- 3 委員長は総務委員会におい て理事の中から選出する。
- 4 委員の任期は2年とし再任

# (和文誌編集委員会及び英文誌編集委員会) 第4条 学会誌の編集及び発行を行

- 第4条 学会誌の編集及び発行を行 うために、和文誌編集委員会、英 文誌編集委員会を置く。
- 2 和文誌編集委員会及び英文誌 編集委員会は、理事会で選出され た次の委員をもって各々組織する

理事2名社員2名正会員若干名

- 3 和文誌編集委員長及び英文誌 編集委員長は各編集委員会にお いて前項第1号に規定する理事の 中から選出する。
- 4 第2項に規定する委員のほか、 英文誌編集委員会は編集長をお くことができる。編集長は英文誌 の編集に秀でた者とする。
- 5 第2項に規定する委員のほか、 和文誌編集委員会及び英文誌編 集委員会は専任査読委員をおく ことができる。
- 6 前4号に規定する委員及び編集 長の任期は2年とし再任を妨げ ない。

#### (論文選考委員会)

- 第5条 授賞論文の選考にあたり、 論文選考委員会を置く。
- 2 選考委員会は、和文誌編集委員 長、英文誌編集委員長の他、理事 会で選出された次の委員をもっ て組織する。

理事1 名以上社員2 名以上

- 3 委員長は論文選考委員会において前項第1号に規定する理事の中から選出する。
- 4 委員の任期は2年とし再任を 妨げない。

#### (総務委員会)

- 第6条 本会の入会条件を満たして いるかどうかの調査並びに会員 管理及び事務所運営を円滑に行 うため、総務委員会を置く。
- 2 総務委員会は、理事会で選出された次の委員をもって組織する。

理事2名社員1名

- 3 委員長は総務委員会において 理事の中から選出する。
- 4 委員の任期は2年とし再任を

変更前 (現行)	変更後(案)	変更の根拠・理由
を妨げない。	妨げない。	
第8条 定款第49条に基づき設置された各委員会は、理事会で選出された委員をもって組織する。	(その他の委員会) 第7条 本会に次の委員会を置き、 各委員会は理事会で選出された 委員をもって組織する。 看護学学術目語検討委員会 国際活動推進委員会 研究・学術情報委員会 看護倫理検討委員会 社会貢献委員会 広報委員会 将来構想委員会 研究倫理審査委員会	すべての委員会を限定列挙す る必要がある。
2 委員会の委員長は、各委員会 において理事の中から選出す る。 3 委員の任期は2年とし再任 を妨げない。	公益法人化推進委員会 2 前項に規定する委員会の委員長は、各委員会において理事の中から選出する。 3 第1項に規定する委員の任期は2年とし再任を妨げない。	
第9条 <del>社員総会、</del> 学会総会の議事録には次の事項を記載しなければならない。 開催の日時・場所 <del>社員又は</del> 正会員の総数及び <del>出席社員数又は</del> 出席会員数( <del>定</del> 款第24条又は定款第43条による場合はそれを付記する)	(学会総会の議事録) 第8条 学会総会の議事録には次の 事項を記載しなければならない。 開催の日時・場所 正会員の総数及び出席正会員 数(定款第47条による場合はそれを付記する)	社員総会の議事録記載事項は、定款及び一般社団・財団法人法の規定事項。
審議事項及び議決事項 議事の経過の概要及びその 結果 議事録署名人の選出に関す る事項 2 議事録の公告は学会誌への 掲載並びに電子公告によりす みやかに行われなければなら ない。	審議事項及び議決事項 議事の経過の概要及びその結果 議事録署名人の選出に関する 事項 2 議事録は本会の学会誌及びウェブサイトにすみやかに掲載し なければならない。	
第 10 条 施行細則改正は社員総 会で行う。但し第 2 条及び第 3 条は学会総会の承認を必要と する。	(定款施行細則の改正) 第9条 本細則の改正は、理事会の 決議により行う。 2 前項の規定にかかわらず、本細 則第2条の改正は社員総会の決議 により行う。	
この施行細則は、平成 19 年 1 月 30 日から施行する。 この施行細則の改正は、平成 21 年 4 月 1 日から施行する。	附則 この施行細則は、平成 19年 1 月 30 日から施行する。 附則 この施行細則の改正は、平成 21年 4月 1日から施行する。 附則 この細則の改正は、平成 22 年 1月 1日から施行する。	

#### 一般社団法人 日本看護科学学会 代議員 4 役員選出規程(変更案)

#### 変更前(現行)

#### 変更後(案)

#### 変更の根拠・理由

- 第 1 条 この規程は、一般社団 法人日本看護科学学会(以下、 「本会」という)定款第 18 条 並びに第 27 条及び定款施行細 則第 3 条を受け、代議員並び に役員の選出に必要な事項を 定める。
- 第1条 この規程は、一般社団法 人日本看護科学学会(以下、 「本会」という)定款第18条 第2項により代議員選挙に必 要な事項を定める。

役員選出については、「役員候 補者選出規程」を別に定める。

#### (選挙管理委員会)

- 第 2 条 理事会は、<del>被選挙権を有しない</del>正会員の中から 5 名 の選挙管理委員を委嘱する。 選挙管理委員は、選挙管理委員会(以下「委員会」とする) を組織し、代議員及び役員の 選出を行う。
- 2 委員会に委員長を置く。委員長は選挙管理委員の互選によって定める。<del>選挙管理委員は、選挙権を有する。</del>
- 3 選挙管理委員の任期は、期間内の2回目の理事選挙の当選者が学会総会で承認された時までとする。

#### (代議員選出)

第3条 代議員は、地区別に選出するものとする。地区別の区分については、北海道、東北、東京(海外含む)、北関東、南関東、甲信越、北陸、東海、近畿、中国・四国、九州・沖縄の11地区とし、その定数は次のように定める。

正会員 30 人に 1 人とする 正会員 30 人以内の場合は 1 人とする 正会員 30 人を超える場合、 端数が 16 人以上となれば 1 人を加える

- 第4条 選挙人名簿作成時現在、 その年の会費を納入した 員は選挙権を有する。
- 第 5 条 選挙人名簿及び被選挙 人名簿は、選挙管理委員会で 作成し、理事会の承認を得る。 選挙管理委員会は承認済みの 被選挙人名簿を選挙人に配布 しなければならない。

- 第2条 理事会は、正会員の中から5名の選挙管理委員を委嘱する。選挙管理委員は、選挙管理委員会(以下「委員会」という。)を組織する。
- 2 委員会に委員長を置く。委員 長は選挙管理委員の互選によって定める。
- 3 選挙管理委員の任期は、理事 会が別に定める規程により当 該選挙管理委員の委嘱後 2 回 目の理事候補者選挙において、 理事候補者を選出し、理事候補 者名簿を理事会へ提出する時 までとする。
- 第3条 定款第18条第4項に規 定する地区別の区分について は、北海道、東北、東京(海外 含む)、北関東、南関東、甲信 越、北陸、東海、近畿、中国・ 四国、九州・沖縄の11地区と し、各地区の区域は別表のとお りとする。

- 第 4 条 選挙人名簿作成時現在 の正会員は選挙権を有する。
- 第5条 選挙管理委員会は、選挙 人名簿及び被選挙人名簿を作 成しなければならない。選挙管 理委員会は被選挙人名簿を選 挙人に配布しなければならない。
- 2 被選挙人は、正会員のうち定

選挙は理事会から独立して行わなければならないため、選挙人 名簿及び被選挙人名簿の承認規 定は削除する。

変更前 ( 現行 )	変更後 (案)	変更の根拠・理由
	款第 19 条第 1 項但書に規定する再任制限のない者とする。	
	第6条 選挙期日は、委員会で決 定し、正会員に公示しなければ ならない。	
第 7 条 選挙は、無記名投票に より行う。	第7条 選挙は、無記名投票により行う。	
第8条 投票は、選挙人1人に つき、各所属地区の代議員定 数に相当する数の被選挙人を 選ぶ。		
第9条 開票は委員会が行う。	第9条 開票は委員会が行う。	
第10条 開票に当たっては、立 会人を置かなければならない。 2 前項立会人は、選挙管理委 員会が被選挙権のない代議員 の中から1名選出する。	第 10 条 開票に当たっては、立 会人を置かなければならない。 2 前項 <mark>に規定する</mark> 立会人は、選 挙管理委員会が <mark>代議員</mark> の中か ら 1 名選出する。	
第 11 条 開票は、学会誌その他 に公示した日までの消印で委 員会に到着したものについて 行う。		
第 12 条 次の投票は無効とする。 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの 外封筒に記名のないもの 定められた代議員数を超えて投票したもの その他選挙の規程に反する もの	第 12 条 次の投票は無効とする。 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの外封筒に記名のないもの定められた代議員数を超えて投票したものその他定款又は本規程に反するもの	
第13条 選挙において有効投票 を多数得た者から順に当選人 とする。 2 同数の有効投票を得た者 ついては、抽選により当で で区別不可 で区別不可 は、 の 者者者を等の投票により が定 は、 当選人が の と の 者 の は、 当 会 は、 当 会 は 、 当 会 は 、 と の る る る る る る る る る る ら 。 と の と り る 。 る る る る る る る ら る ら る ら る ら る ら る ら	第13条 選挙において有効投票を多数得た者から順に代議員を選出する。 2 同数の有効投票を得た者については、選挙管理委員会が行う抽選により決定する。 3 所属名称等で区別不可にない。現代の投票によりは、得票数を等分する。 4 選出された者が定まったとの旨を通知し、その承諾をしたといる。 5 選出された者が辞退したは、次点の者から順に繰り上げ	

変更前 (現行)	亦田丝	2(案)	変更の根拠・理由
友史則(現1〕)			友史の依拠・珪田
	第14条 委員会は地区別に選出		
/ 47 号 28 山 2	された代議員並びに次点者の		
(役員選出)	名簿を理事会に提出する。		
第14条 定款第27条に基づき、	75 45 F = 0+		
	第 15 条 この規程の改正は、理		
代議員の中から互選によって	事会の決議により行う。		
行う。		5 <del></del>	
第15条 理事(指名理事を除く)	•		
の選出は代議員1名につき、5	役員候補者選	出規程を新設)	
名を無記名投票する。			
第 16 条 監事の選出は代議員 1			
名につき、1名を無記名投票す		規程は、平成 19	
る。	年 1 月 30 日か	ら施行する。	
第 17 条 次の投票は無効とす			
る。	附則 この選出	規程の改正は、平	
正規の投票用紙及び封筒	成 21 年 4 月 1	日から施行する。	
を用いないもの			
外封筒に記名のないもの	附則 この規程	の改正は、平成	
被選挙権を有しない者に	22年1月1日:	から施行する。	
投票したもの			
投票期限を過ぎてから到			
着したもの	別表		
その他選挙の規程に反す	地区	都道府県	
るもの	北海道	北海道	
第 18 条 選挙において有効投票	東北	青森、岩手、	
を多数得た者から順に理事及		宮城、秋田、	
び監事を選出する。		山形、福島	
2 同数の有効投票を得た者に	東京(海外含	東京(海外含	
ついては、抽選により決定す	しむ)	む)	
る。	<u> </u>	茨城、栃木、	
3 所属名称等で区別不可能な	1012121	群馬、埼玉	
同姓同名者への投票について	   南関東	千葉、神奈川	
は、得票数を等分する。	甲信越	新潟、長野、	
4 理事、監事の両方に当選し	TIDA	山梨	
た者は、得票数の多いほうの	北陸	富山、石川、	
役員として選出し、理事、監	1071	歯山、石川、    福井	
事両方に同数の得票を得た者	<u> </u>   東海	静岡、愛知、	
は、理事として選出する。	木/ዓ 	一 時間、愛和、 一 岐阜、三重	
5 選出された者が定まったと	   近畿	滋賀、京都、	
きは、委員会は選出された者	生戦	放員、京都、     大阪、兵庫、	
にその旨を通知し、その承諾			
を得る。	中国・四国	鳥取、島根、	
6 選出された者が辞退した時	中国 · 四国 	馬取、島根、     岡山、広島、	
は、次点の者から順に繰り上		岡山、広島、     山口、徳島、	
げることとする。		叫口、偲島、     香川、愛媛、	
(報告及び公告)		音川、愛媛、     高知	
第19条 理事長は選出された代	+ 세 :		
議員及び役員を学会総会に報	九州・沖縄	福岡、佐賀、	
告し、その公告を、学会誌及		長崎、熊本、	
び電子公告により行う。		大分、宮崎、	
		鹿児島、沖縄	
この選出規程は、平成19年1月			
30 日から施行する。			
この選出規程の改正は、平成 21			
年4月1日から施行する。			
	•		•

# 一般社団法人 日本看護科学学会 役員候補者選出規程(案)

(現行)代議員・役員選出規程	(新設)役員候補者選出規程案	 根拠・理由
(九川)川(城央 区央区山州社	第1条 この規程は、一般社団 法人日本看護科学学会(以下、「本会」という)の役員候補 者の選出に必要な事項を定め る。	1以次 - 土山
	第2 宗 本会の代議員医山虎住 第2条に定める選挙管理委員 会(以下「委員会」とする) は、役員候補者の選出を行う。	
指名理事を除く役員の選出は	第 3 条 役員候補者の選出は代 議員の中から互選によって行 う。	
	第 4 条 選出の期日は、委員会で決定し、代議員に公示しなければならない。	
第15条 理事(指名理事を除く) の選出は代議員1名につき、5 名を無記名投票する。	第 5 条 理事候補者の選出は代 議員 1 名につき、5 名を無記名 投票する。	
第 16 条 監事の選出は代議員 1 名につき、1 名を無記名投票する。	第 6 条 監事候補者の選出は代 議員 1 名につき、1 名を無記名 投票する。	
	第7条 開票は委員会が行う。	
	第 8 条 開票に当たっては、立 会人を置かなければならな い。	
	2 前項立会人は、選挙管理委員会が代議員 <mark>以外の正会員</mark> の中から1名選出する。	
	第 9 条 開票は、学会誌その他に公示した日までの消印で委員会に到着したものについて行う。	
第 17 条 次の投票は無効とする。 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの外封筒に記名のないもの被選挙権を有しない者に投票したもの投票期限を過ぎてから到着したものその他選挙の規程に反するもの	第 10 条 次の投票は無効とする。 正規の投票用紙及び封筒を用いないもの外封筒に記名のないもの被選挙権を有しない者に投票したもの投票期限を過ぎてから到着したものその他選挙の規程に反するもの	

#### (現行)代議員・役員選出規程

- 第18条 選挙において有効投票 を多数得た者から順に理事及 び監事を選出する。
- 2 同数の有効投票を得た者に ついては、抽選により決定す る。
- 3 所属名称等で区別不可能な 同姓同名者への投票について は、得票数を等分する。
- 4 理事、監事の両方に当選した者は、得票数の多いほうの役員として選出し、理事、監事両方に同数の得票を得た者は、理事として選出する。
- 5 選出された者が定まったと きは、委員会は選出された者 にその旨を通知し、その承諾 を得る。
- 6 選出された者が辞退した時 は、次点の者から順に繰り上 げることとする。

#### (報告及び公告)

第19条 理事長は選出された代 議員及び役員を学会総会に報 告し、その公告を、学会誌及 び電子公告により行う。

#### (新設)役員候補者選出規程案

- 第11条 役員候補者選出において有効投票を多数得た者から順に理事及び監事候補者を選出する。
- 2 同数の有効投票を得た者に ついては、抽選により決定す る。
- 3 所属名称等で区別不可能な 同姓同名者への投票について は、得票数を等分する。
- 4 理事、監事の両方の候補者 に選出された者は、得票数の 多いほうの役員候補者として 選出し、理事、監事両方に同 数の得票を得た者は、理事候 補者として選出する。
- 5 選出された者が定まったと きは、委員会は選出された者 にその旨を通知し、その承諾 を得る。
- 6 選出された者が辞退した時 は、次点の者から順に繰り上 げることとする。
- 第12条 委員会は選出された役員候補者名簿を理事会へ提出する。ただし理事会は、前条の規定により選出された役員候補者を参考として役員選任案並びに次点者案を作成することとし、次の内容の役員選任案であっても社員総会に提出することを妨げない。

前条の規定により選出された者の全部または一部を役員選任案に採用しないこと前条の規定により選出されていない者を役員選任案に加えること

第 13 条 本規程の改正は、理事 会の決議により行う。

附則 本規程は、平成 22 年 1 月 1日より施行する。

#### 根拠・理由

# 一般社団法人 日本看護科学学会 会員資格基準(変更案)

亦声益 / 現得 >	亦再络 / 安 \	亦再の担拠し四中
変更前(現行) 第1項 一般社団法人日本看護		変更の根拠・理由 「項」を「条」に変更
科学学会定款第9条の規定に 基づき、本会理事会における 会員の選考は、この基準によ り行う。	科学学会定款第 10 条及び第 11 条の規定に基づき、本会理 事会における会員の選考は、 この基準により行う。	定款変更による条文数変更
第2項 本会正会員の選考は、 次の各号の一つに該当し、理事会の定める業績基準を満たす者について行う。 一 看護学を専むし、大学(短期大学を含むて、教育、研究に従事している者、研究に従事している者、工 看護を実践し、看護学に関する業績のある者、三 看護関連科学の研究に養力を表した。	第2条 本会正会員の選考は、 次の各号の一つに該当し、第4条に定める業績基準を満たさいて行う。 看護学を改し、大学(短期大学のおよ、研究にはが変さいででででででででででででででいる。 事している者 事している者 看護を実践し、看護学に関する業績のある者 有する者 第2条本会の禁助会員の選者	別規定となっていた「入会時の研究業績の条件」の内容を第4条に挿入したため
第3項 本会の賛助会員の選考 は、看護および保健医療の分 野において貢献している個 人あるいは団体とする。	第3条 本会の賛助会員の選考 は、看護および保健医療福祉 の分野において貢献している 個人又は団体とする。	
	第 (容と代 分 護会会表研し会場で 護学合い号める (容と代 分 護会会表研し会場で 護学合い号める (容と代 分 護会会表研し会場で 護学合い号める (	「一般社団法人日本看護科学学会入会時の研究業績の条件」の規定を列挙

変更前 (現行)	変更後 (案)	変更の根拠・理由
変更前(現行)	変している場合を対している。 変し、大への文発に看いている場合で関係で関係である。 変性研のわとを含る当以、者とてな記以し関号 いるで括のの では読みでまる。 学では誌込明要 た究協記表名 対は() (で関で、3象看第)で関係では、3象看第)で関係である。 学でははいの研究本こ合こ、護誌書、学の弧、護誌書をいる。 で関係である。 で関係である。 が大文類載申を紀 (研究明代者を1) を1) はの一次で括の看雑弧 の系で括の看雑弧 の系で括の看雑弧 できたではでいる場合のではではでいる。 で関係である。 がきままでは、一での。 がきる。 がらる。 がらる。 がきる。 がらる。 がきる。 がらる。	変更の根拠・理由